府中市建設工事入札参加資格等審査会設置要綱

昭和57年７月12日	制　　定	平成３年６月10日	一部改正
平成６年３月29日	一部改正	平成７年７月１日	一部改正
平成８年４月１日	一部改正	平成11年４月１日	一部改正
平成11年10月１日	一部改正	平成14年６月17日	一部改正
平成17年４月１日	一部改正	平成19年４月１日	一部改正
平成21年４月１日	一部改正	平成22年12月13日	一部改正
平成23年４月１日	一部改正	平成26年７月１日	一部改正
平成28年４月１日	一部改正	平成31年４月１日	一部改正
		令和７年４月１日	一部改正

（設置）

第１条　市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務等をいう。以下同じ）の入札参加資格者及び入札参加者の指名に関する事項を審議するため、建設工事入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審議の内容）

第２条　審査会は、次に掲げる事項について審議する。

（１）建設工事及び建設コンサルタント業務等入札参加資格者の審査に関する事項

（２）建設工事及び建設コンサルタント業務等の発注方法及び技術提案型競争入札の場合における総合評価等に関する事項

（３）建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札参加者の指名及び随意契約の相手方の選定の総合調整に関する事項

（４）建設業者及び建設コンサルタント業者等の指名除外等に関する事項

（組織）

第３条　審査会は会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、副市長をもって充てる。

３　委員は、建設部長、都市デザイン課長、土木課長、下水道課長、農林課長及び監理課長の職にある者をもって充てる。

４　会長は、前条第２号に規定する審議を行う場合において、必要があるときは、関係職員を委員に任命することができる。

（会長の職務）

第４条　会長は、会務を総理する。

２　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、建設部長がその職務を代理又は代行する。

（会議）

第５条　審査会は、会長が招集する。

２　審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　審査会の会議は、公開しない。

４　会長は、必要があるときは関係職員の出席を求めることができる。

（持ち回りによる決定）

第６条　審査会は、前条の規定にかかわらず緊急を要する場合その他特別の事情があるときは、持ち回りによって決定することができる。

（庶務）

第７条　審査会の庶務は、建設部監理課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運用に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。